

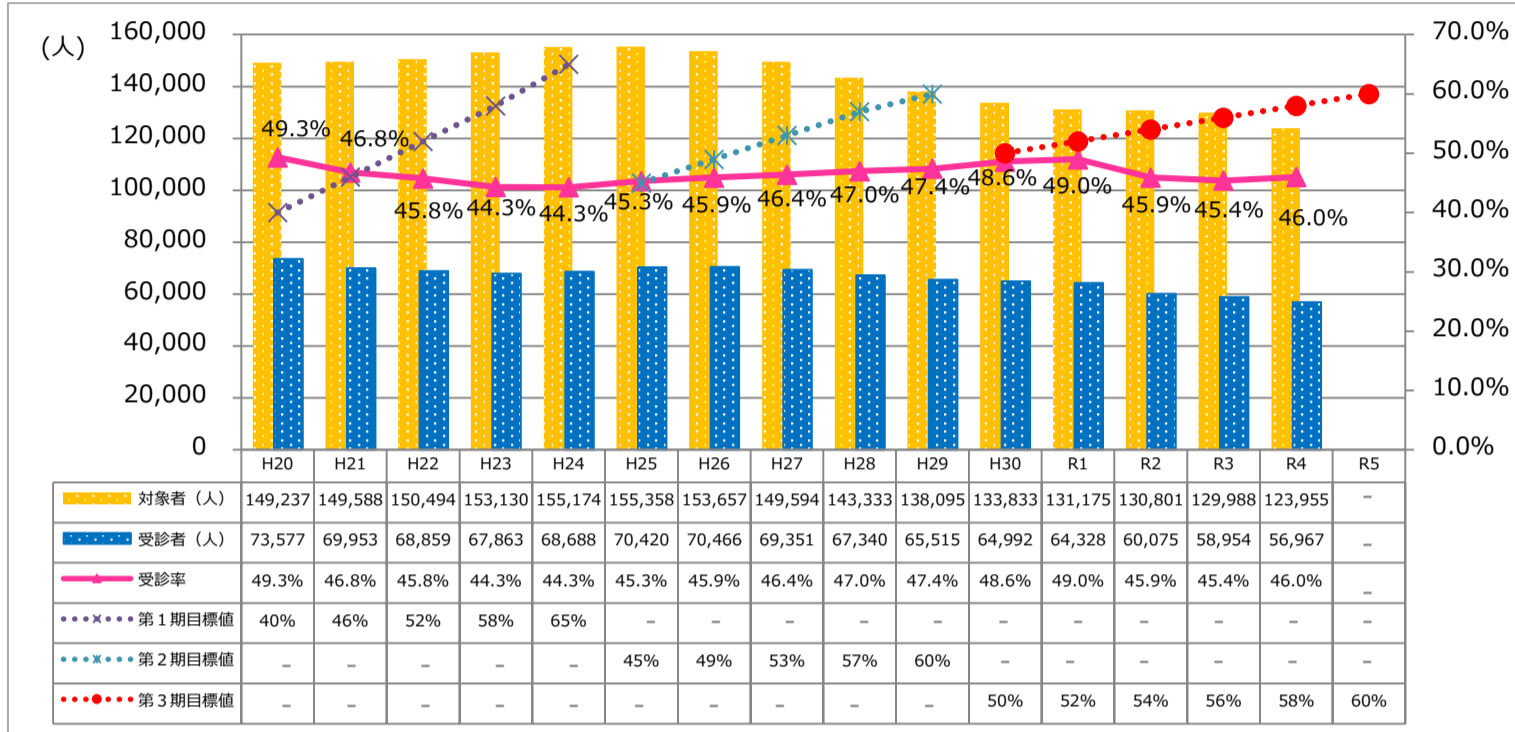
仙台市 国民健康保険 第4期特定健康診査等実施計画《概要版》

仙台市国民健康保険では、これまでの取組状況の評価等を踏まえ、より効果的・効率的に特定健康診査等の生活習慣病予防のための保健事業を推進するため、令和6年度から令和11年度までを計画期間とする「第4期特定健康診査等実施計画」を策定しました。

本計画は、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第19条の規定に基づく「特定健康診査等の実施に関する計画」として策定するものです。

これまでの実施状況について

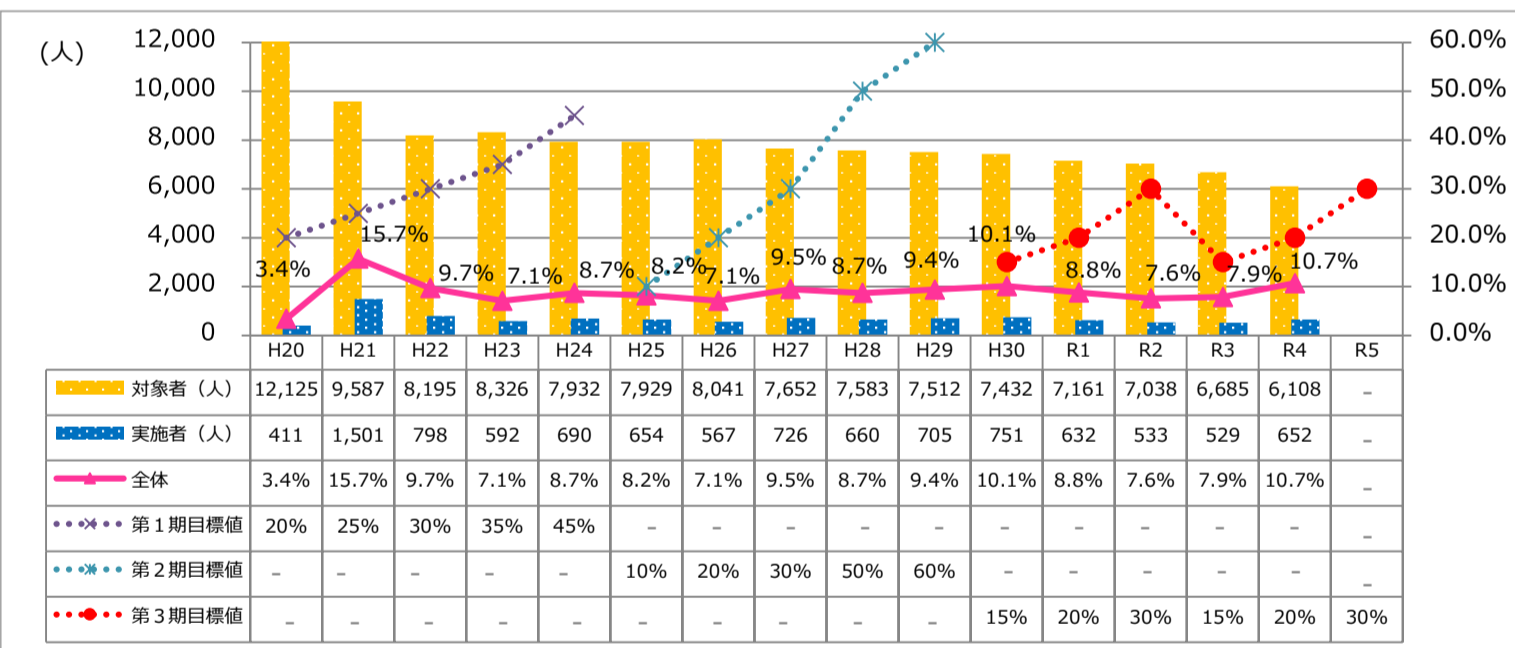
● 特定健康診査受診率及び目標値



● 特定健康診査の受診率は、平成25年度以降上昇傾向を維持していましたが、令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による受診控え等の影響を受け、令和4年度の受診率は46.0%と、目標値には達していない状況です。

目標達成に向け、更なる啓発や受診勧奨方法の工夫が必要です。

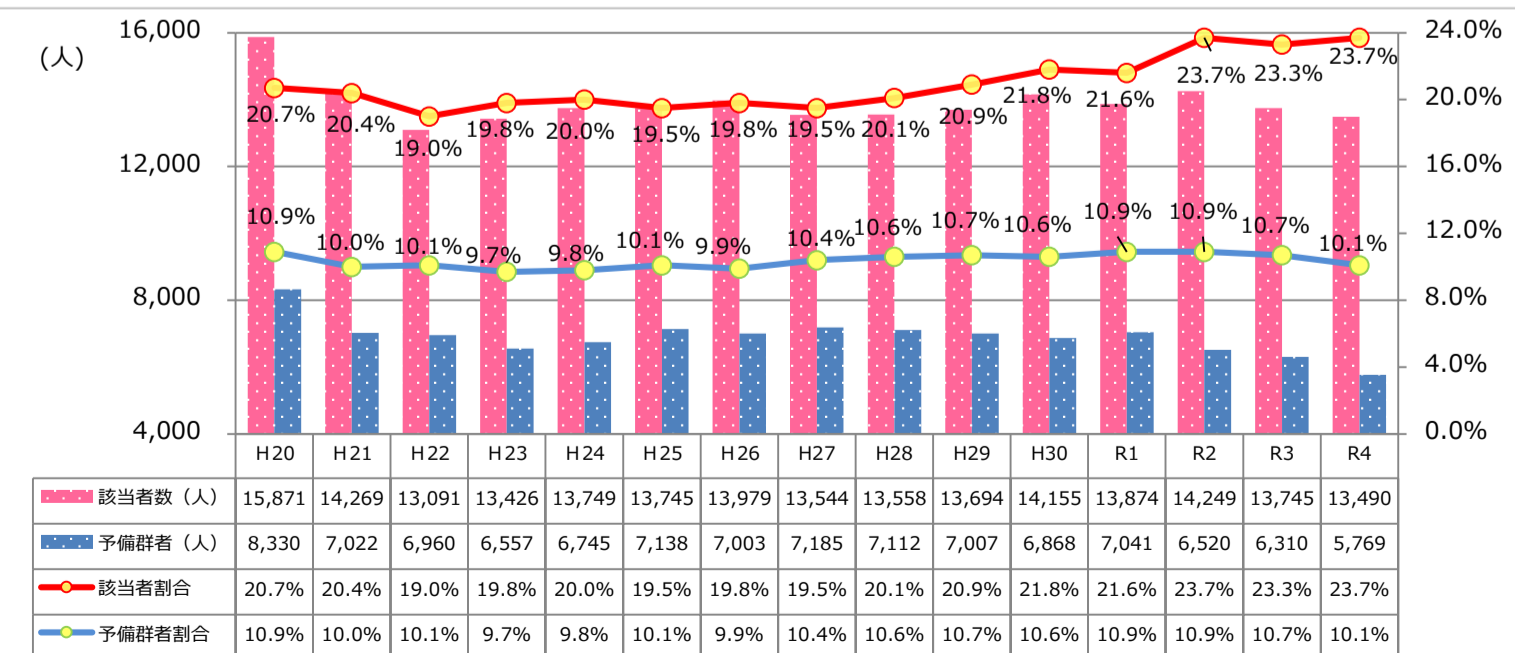
● 特定保健指導実施率及び目標値



● 特定保健指導の実施率は、平成22年度以降10%前後で推移しています。実施期間の延長や動機付け支援の帳票見直し、積極的支援における遠隔面接の導入等の取組を行ってまいりましたが、令和4年度の実施率は10.7%となっており、目標値には達していない状況です。

目標達成に向け、啓発及び利用勧奨の強化、実施方法の見直しを行う必要があります。

● メタボリックシンドローム該当状況



● 令和4年度のメタボリックシンドローム該当者割合は23.7%、予備群者割合は10.1%となっています。令和2年度以降、該当者割合が高くなっていますが、これは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による生活習慣の変化が影響している可能性があります。

引き続きメタボリックシンドロームのリスクについての普及啓発及び特定保健指導の利用勧奨に取り組んでいく必要があります。

資料：特定健康診査・特定保健指導実施結果総括表(法定報告)

■ 特定健康診査等目標値

国は、令和11年度における全国の市町村国保での特定健康診査受診率と特定保健指導実施率の目標値をともに60%と決めました。これを踏まえ、本市国保でも特定健康診査受診率及び特定保健指導実施率の目標値を国の基準と同率の60%としました。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
特定健康診査受診率	50%	52%	54%	56%	58%	60%
特定保健指導実施率	20%	25%	30%	40%	50%	60%

■ 取組の方向性 ~継続して取組を進めていきます~

① 特定健康診査の受診や特定保健指導の利用促進

- 特定健康診査未受診者に対して受診勧奨を行います。特に、特定健康診査対象年齢となる40歳、前年度新規加入者及び未受診者に対し重点的に、電話、SMS、ハガキ等による受診勧奨を実施し、受診率の向上を図ります。【拡充】
- 特定保健指導の対象者に対し、登録医療機関と連携しながら利用勧奨を行うことと合わせ、積極的支援の未利用者に対しては、リーフレットや電話勧奨の他、新たに参加型の啓発イベントを開催するなど勧奨の強化を図ります。【拡充】
- 特定保健指導の利用者数増加を目指し、対象者がより利用しやすい実施方法について、実施機関との検討を行います。積極的支援については、リモート実施等のICTの活用など、利用しやすい環境の整備を行います。動機付け支援については、登録医療機関での実施状況等の把握を行い、登録医療機関の意見を参考にしながら、実施率向上に向けた体制や支援、指導方法の見直しに取り組みます。【拡充】
- 特定健康診査の受診や特定保健指導の利用につながるインセンティブ事業を実施します。
- 健診用WEBサイトを開設し、登録医療機関へ申し込みがしやすい環境を作ります。【新規】

② 調査分析

- 特定健康診査未受診者及び特定保健指導未利用者への調査・分析、他自治体の取組の情報収集を行い、受診率や利用率向上を目指した利便性や保健指導プログラム内容について検討します。

③ 重症化予防の推進

- 登録医療機関と連携しながら、特定健康診査の結果に基づいた受診勧奨を行います。
- 生活習慣病の重症化(脳血管疾患・虚血性心疾患等)や合併症(糖尿病性腎症・糖尿病網膜症等)の予防に焦点を当て、特定健康診査で要医療と判定された未治療者のうち、リスクの重なり等を踏まえ、より重症度の高い対象者へ優先的に受診勧奨及び保健指導を行います。また、対象者の重症度に応じて通知や勧奨方法を見直し、受診勧奨対象者の医療機関の受診率向上に努めます。【見直し】
- 新規透析導入者の減少のために、特定健康診査で糖尿病性腎症が進行している未治療者の他、糖尿病の治療を中断している対象者については、特定健康診査の受診有無に関わらず、対象者の状況に応じて継続的に受診勧奨及び保健指導を実施します。【強化】

④ 特定健康診査やメタボリックシンドロームの認識を高める広報の充実

- 市政だより、ラジオ等メディアの活用、登録医療機関や市民センターでのポスター掲示等での広報を充実させます。
- 区役所・総合支所との連携により、窓口での特定健康診査の案内や啓発を強化し、イベント、地域保健活動において、特定健康診査やメタボリックシンドローム予防についての普及啓発を行います。【強化】

【お問合せ】 仙台市健康福祉局保険高齢部保険年金課

電話：022-214-8351

FAX：022-214-8195

Eメール：fuk005160@city.sendai.jp



令和6年3月